

議員提出意見書案第9号

独立行政法人国立病院機構福島病院及び同いわき病院が放射線被曝による健康管理の役割を果たすことを求める意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定による別紙意見書を須賀川市議会本会議規則（平成16年須賀川市議会規則第1号）第8条第2項の規定により提出します。

平成23年10月26日

教育福祉常任委員長 鈴木正勝

須賀川市議会議長 鈴木忠夫 様

独立行政法人国立病院機構福島病院及び同いわき病院が放射線被曝による健康管理の役割を果たすことを求める意見書

去る3月11日に発生した東日本大震災と大津波による福島第一原発の爆発事故は、福島県民の生命・財産に取り戻しのつかない甚大な被害をもたらしました。

未だに収束のめどすら立てられないでいる放射能汚染と被曝の問題は、市民・県民の健康不安を増大させています。とりわけ、放射線被曝の影響が最も懸念される子どもたちの検査及び健康を守るための対策は最優先で具体化すべき課題です。

福島県は、東日本大震災に対応する「復興ビジョン」(素案)の中で、「県民の健康の保持・増進」について、「県民の健康を守り、放射線に対する不安を解消するために、長期の健康影響調査をとおして健康の保持・増進を一体的に実施する」「きめ細かい調査・検診体制を実現し、疾病予防・早期発見・早期治療により県民の健康寿命を延ばし、保健医療先進県を創造する」としています。

福島県が目指すこれらの取り組みに対し、原発政策を推進してきた国の反省に立ち、福島県の二つの国立病院機構(福島病院・いわき病院)は積極的な役割を担う責任があり、厚労省、国立病院機構が、放射線被曝による健康管理に対応できる予算と人員の配置をおこなうことが必要です。

よって、国立病院機構福島病院及び国立病院機構いわき病院が放射線被曝による健康管理の役割を果たすことができるよう、必要な予算及び人員を配置することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月 日

福島県須賀川市議会議長 鈴木 忠 夫

厚生労働大臣

総務大臣

国立病院機構本部理事長 宛

国立病院機構福島病院長

国立病院機構いわき病院長

福島県知事